

自治体国際化政策と 政策の実施者に求められる役割



みち
杉澤経子

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
プロジェクトコーディネーター／研究員
多文化社会コーディネーター研究会チーフ

はじめに

「生徒が学校に来なくなってしまったので母親に会いに行ったのですが、自分の国では学校に行かなくても問題ないと言ってそれ以上話が進みません。どうしたらいいのでしょうか」。公立中学校のスクールソーシャルワーカーからこんな相談を受けたことがある。また、「日本語が堪能だった〇〇人の女性の認知症が進んで、母語しか理解できなくなり介護に支障をきたしている。通訳を紹介してもらえないか」等々、これまでは外国人に関する問題への対応は、多くの自治体ではいわゆる「国際」として括られる分野を扱う部署が窓口となっていたが、筆者が長年外国人相談の活動に携わってきた関係もあってか、最近では、教育や福祉などの分野で仕事をしている人々から直接相談を受ける機会が増えてきた。

それはとりもなおさず、1990年の出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）の改正に前後していわゆるニューカマー外国人が増加し、その後定住化が進んできていることによる問題が、多様な分野に波及してきているということであり、住民として暮らす外国人を巡る政策は、「国際」で括るのではなく総合的な政策として取り組まれなければ意味をなさなくなっていることを示している。

外国人は、入国管理政策によって日本国内での在留は許可されるものの、国は

住民として暮らす上で直面する生活上の問題に対する施策については、ほとんどを自治体に委ねている。自治体では外国人に関する問題を「国際」分野として、その施策を扱う部署（国際課や多文化共生係など）を設けるか、もしくは市民相談窓口に外国語相談員を置くなどして対処するようになるが、多くが対症療法的な方策にとどまっている。その理由は、担当職員の異動によって経験・ノウハウの蓄積が難しいこと、また、行政の縦割りによって、教育や福祉などの分野にどのような問題が出てきているかなど分野を横断して情報を共有する仕組みもなく、解決のための連携なども行われていないからである。結局、そのセクションで解決できない問題は、たらい回しにされるか、店晒しにされるか、もしくは冒頭の職員のように行政組織を離れて個人的なネットワークに頼る以外に方法がないのが実状といえる。

グローバル化が進む現代社会は、外国人に象徴されるように地域住民のニーズは複雑・多様化し、さらに2008年のリーマンショックのように海外での出来事が直接日本社会に大きな影響を及ぼすなど、先が見通せない不確実性に満ちた状況になってきている。国や自治体が慣れ親しんできたこれまでのヒエラルキー的秩序では、問題が所与のものとして現れる状況ではない中で、解決すべき問題は何かを把握し政策課題を設定することも、公共サービスを効率的に提供することも難しくなっている。

こうした状況への打開策として、自治体では国際化政策において「多文化共生」が目指される中で、その実施においては多様な組織間のネットワークや市民との協働がうたわれるようになるが、ネットワークの構築や連携・協働を推進するというのは、言うは易いがそう簡単にできることではない。ましてや、外国人住民を巡るいわゆる多言語・多文化化の問題解決においては、政策実施のプロである自治体職員にさえ経験・ノウハウの蓄積がないのである。一体誰が多様な人々と問題を共有し協働関係を構築する中で政策を立案・実施できるのだろうか。

本センターでは、2007年度より多様なアクターによる連携・協働を推進することによって多文化社会の問題解決に寄与する人材を「多文化社会コーディネーター」と位置付けて、その専門性研究および養成に取り組んできた。

本稿では、最初に自治体の国際化政策がどのように推移してきたのか、また、「多文化共生」は自治体国際化政策においてどのように位置づけられるのかを概観する。その上で、政策実施に「連携・協働・ネットワーク」が求められるようになってきた経緯を踏まえつつ、その役割を果たせる政策実施者のあり方について、多文化社会コーディネーターの観点から考察する。

1 自治体国際化政策のあゆみと特徴

日本における自治体国際化政策は、自治体が実施する政策として自治省（現総務省）によって体系化されてきた。とはいえ、国の専権である外交のような国を越えて活動する事項は自治事務には規定されておらず、自治体が国際化政策を実施する法的根拠は、わずかに住民の福祉増進を目的とした地方自治法上の固有事務に当たるとの考え方によるものであった [内貴 1955]。したがって、国が要請したからと言って、実際は政策を実施するもしないも、またどう実施するかも自治体の判断によるのである。ここでは、自治体における国際化政策の推移を国との関係で捉えつつその特徴について述べる。

(1) 自治体先導で始まった政策

自治体における国際化政策の始まりは、1955年の長崎市とアメリカ・ミネソタ州のセントポール市による姉妹都市提携とされる。1989年に国が姉妹都市提携に対する特別交付税措置を実施したことも一因となり、提携件数は1988年に700件だったのが1994年には1,086と1,000件を越え、自治体国際化政策は国境を超えての交流事業を中心として進んでいった [内貴 1955]。自治体の姉妹都市提携は、多くは首長等の関係者の訪問または紹介を受けたことを契機とし、その他は何らかの類似性を持つ自治体同士で結ばれている [菅井 1988]。こうした姉妹都市提携は、「観光気分、バスにのりおくれるな式の流行、一過性の親善イベントなど、首長・議員中心の空マワリ」 [松下 1988:272] 政策との厳しい評価がある一方で、「国際交流」自体については「自治体外交」とも言われ、姉妹都市提携による親善交流はともかくも、文化・芸術など個別政策での提携や国際シンポジウムの開催などを通しての自治体政策の研究開発、平和政策にも影響を与えた点で意義があったとされる [松下 1985]。

その後、情報流通手段や交通機関の発達によって一般市民が仕事や留学、また観光等で相互に国境を超えるようになると、「国際」ではなく市民同士が行う「民際」が重要として当時の長洲一二神奈川県知事によって「民際外交」を理念とした政策が立案・実施された [後藤 1997]。同時にその推進機関として、1977年に神奈川県国際交流協会（現在の「かながわ国際交流財団」）が創設されている。民間組織として設立された同協会は、現在では全国の都道府県・政令指定都市に設置されるに至った「地域国際化協会」¹の第1号となった。

国（自治省）は、こうした自治体独自の国際交流の動きに枠組みを与える形で、自治体における国際化政策を体系化していくが、時代の変化にともなって政策の

中心テーマは推移していく（表1）。

表1 総務省（旧自治省）による国際化政策の推移

テーマ	年	内 容
国際交流	1987	・「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針」策定 ・「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」制定
	1988	・「国際交流のまちづくりのための指針」策定 ・「国際交流のまち推進プロジェクト」（外国人が住みやすいまちづくりを支援するための施策）実施 ・「自治体国際化協会（CLAIR）」（地域の国際化を推進していくための自治体の共同組織）創設
	1989	「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」策定
国際協力	1995	「地域国際協力推進大綱の策定に関する指針」策定
	2000	「地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力大綱における民間団体の位置付け」策定
多文化共生	2006	「多文化共生推進プラン」策定
	2007	「防災ネットワークのあり方」及び「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」検討結果を発表
	2012	「災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて」提言

1987年から3年間で、国は「国際交流」をテーマに政策を体系化するが、それと同時に自治体職員を海外に派遣できるようにするための法律の整備や自治体を支援するための組織（自治体国際化協会）を設立するなど、自治体の国際交流事業が進むよう環境整備を行っている。また、1989年に自治体に通達した「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」においては、地域レベルの国際化を推進するために中核的民間国際交流組織として「地域国際化協会」を設立するよう自治体に要請した。こうした国の政策により、都道府県レベルおよび政令指定都市においては、国際化政策実施の根拠となる大綱や計画の策定と実施機関である地域国際化協会の設置が行われ、一応の自治体国際化政策の実施体制が整えられていった。

その後、自治体独自の国際協力活動の展開や「交流から協力へ」といった言説を背景に、1995年に国際協力に関する指針の策定、2000年には民間団体との関係のあり方が検討され、自治体に「国際協力」の推進が要請された。自治体の国際協力²は、国際協力機構（JICA）やNGO等との連携によって展開されるが、全国の地域国際化協会における事業内容を見る限り、現状では途上国からの研修

員の受け入れなど限定的な活動に止まっている〔自治体国際化協会 2012〕。

また国際親善交流についても姉妹都市提携数は 2013 年において 1,646 件（856 自治体）と 9 年間で 560 件増えてはいる〔自治体国際化協会 2013〕。しかし、地域国際化協会における事業実施状況の推移から見ると、2000 年度に海外との交流事業を実施していたのは 59 団体中 50 に上るが、2012 年度には 61 団体中 24 団体に止まっており、国境を超えての国際交流事業は減少してきている〔自治体国際化協会 2000,2012〕。

その背景には、姉妹都市交流が「首長・議員中心の空マワリ」との批判もさることながら、バブルの崩壊によって自治体財政が逼迫してきたこと、さらに 1990 年の入管法改正により日系 3 世までに定住の在留資格が付与され、各地に南米日系人を中心とするニューカマー外国人が増加しその対応に迫られるようになったことで、外国人住民施策に国際化政策の中心が移っていったことが挙げられる。

外国人住民の増加による問題については、2001 年に日系南米人が集住する自治体の首長が集まって初の「外国人集住都市公開首長会議」（以下、外国人集住都市会議）が開催され、「日本人住民と外国人住民が、互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深めるなかで、健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした真の共生社会の形成を、すべての住民の参加と協働により進めていく」（浜松宣言及び提言）との宣言と各省庁への政策提言が行われたことにより社会的な問題として認識されるようになった。

ここで注目すべきは、自治体側から、めざすべき社会のあり方として「共生」の理念が、さらにその政策実施の方法論として「住民の参加と協働」が示されたことである。しかし、誰がそうした政策を参加と協働によって実施できるのかまでは言及されていない。これについては、後述する。

こうした流れを受けて、総務省は 2006 年に「多文化共生推進プラン」を策定し自治体に通達した。それ以降は、総務省の自治体国際化政策の柱は「多文化共生」にシフトしている。

このように、これまでの自治体の国際化政策は、実態としては、一部の自治体で先導的に実施されてきた事業に枠組みを与え、「国際交流」、「国際協力」、「多文化共生」と政策の軸足を変えながら国が体系化し、全国の自治体にその実施を要請するというものであった。

(2) 多文化共生政策と内なる国際化政策

「多文化共生」は、2006年に総務省によって体系化され、自治体の国際化政策の中心的テーマとなってくるが、「多文化共生」という言葉自体は、1993年に川崎の市民団体の活動に関する新聞記事で登場し、その後自治体の外国人住民施策のスローガンとして広まった。「多文化共生」の概念については、さまざまな議論があるが、2006年に総務省が策定した「多文化共生推進プラン」では、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されている。近藤 [2011] は、この定義には、「選択の自由」、「平等」、「共同・共生」の観点が含まれているとして、欧米諸国の移民受け入れ政策のうち「多文化主義的統合政策」に近似していると分析する。また、「多文化共生推進プラン」では、「地域における多文化共生の意義」として、外国人住民の受入れ主体としての地域、外国人住民の人権保障、地域の活性化、住民の異文化理解の向上、ユニバーサルデザインのまちづくり、などが提示されており、そこで想定される施策の内容は外国人住民施策のみならず日本社会への変容をも迫る幅広いものである。

こうした観点から政策を見てみると、自治体における国際化政策の括りにおいて、これまでに柱とされた「国際交流」や「国際協力」が海外の自治体や市民との交流・協力活動を想定しているのに対して、「多文化共生」は在住外国人の人権保障や地域づくりなどを目標とした理念型政策ということができ、そのための手段ともいえる「交流」や「協力」とは政策の質が異なっている。また、グローバル化が進む現代社会においては、国際結婚の増加、仕事や留学で海外に滞在する日本人も増えており、日本人であっても言語・文化的な差異による問題を抱え込むような状況になってきている。自治体には、国籍の枠組みを越えて住民福祉の観点から多文化化の問題に取り組むことが求められるのである。このことは、国際化政策は「総合政策」として実施することの重要性を示唆するものでもある。松下 [1988:273] は、かつて国際交流を中心とした政策について、「むしろ目を内にむけ、外国人と共生する地域づくりこそが自治体の国際政策の本来の課題」と指摘して、それを「内なる国際化」と位置付けた。まさしく「内なる国際化」とは、今でいう「多文化共生」とほぼ同義といえる。また、「国際化」の「化」の意味について、「異文化との接触・交流にともなう政治・社会・経済ないし文化の自己変革を巡る過渡的な課題を言い表したもの」と述べ、さらに「過渡的な課題」については、「日本のムラ共同体を原型とする伝統文化を再編し開かれた市民文化を形成する過程で、人権保障の平準化、つまり自由権や社会権の保障」

を意味すると説明する。

すなわち、自治体国際化政策における「内なる国際化」（多文化共生）の本来的意義は、「異文化との接触による自治体行政の自己革新」にある。

（3）民間主体の政策—地域国際化協会の存在意義

国が策定した自治体国際化政策は時代背景とともに政策の柱は変化していくが、その中で一貫して強調されていたことがある。それは、政策の実施主体は民間（市民）であるということである。例えば、1987年に出された「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針」には、地域レベルの国際交流は、本来「民間主導」であること、さらに政策実施においては、「公・民協働協力体制」（ここでの公・民とは自治体と民間を言う）の確立がうたわれている。また、1989年の「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」では、民間主導で実施するために地域国際化協会の設置が各自治体に要請されている。1987・1988・1989年の各指針においては、民間主導で行われるための推進体制の整備として以下のような事項が挙げられている（項目立ては筆者による）。

【推進体制の整備】

- ・総合政策として総合調整を行える自治体内体制づくり
- ・民間活動の中核としての地域国際化協会の設置
- ・公・民協働体制の確立（地域国際化協会の中心的役割）
- ・国際交流担当職員養成（専門的人材の育成）

この中からは、政策実施の基盤として4つの要素が見てとれる。すなわち、①政策は自治体が策定する総合政策であること、②民間の中核的組織は地域国際化協会であること、③その組織の役割は公・民の協働を推進すること、④政策の実施者は専門的人材であること、である。

国の要請によって全国の全ての都道府県および政令指定都市に設置された地域国際化協会には、上記政策実施の基盤で挙げられた4つのうち、②③④の要素が期待されていたことになる。総合政策として位置付け総合調整のできる体制づくりは行政組織自体が行わなければならないが、国際化政策実施の専門機関を民間組織として設置するということは、行政組織のように職員が分野を越えて異動することがないため、専門的人材を育成・確保しやすいということでもあり、その点で地域国際化協会の存在意義は大きい。

しかし、当初に地域国際化協会に期待されたことは、事業の中心が姉妹都市交

流や留学生など地域の外国人との民間レベルの「国際交流」であったこともあり、職員に求められた専門性は語学力でしかなかった〔自治体国際化協会 2000〕。そうした職員が、本来期待されていた公・民協働を推進する役割を果たし得てきたのか、また、その後「国際協力」、「多文化共生」と国際化政策の中心テーマが変化してくる中で、そうした時代の流れに即した専門性を研磨してきたのかは問われるところである。実態として、自治体の下請け機関として旧態依然とした事業を前例に倣って実施している組織も少なくないし、自治体の財政難や指定管理者制度の導入等を背景に、自治体によっては協会を文化政策や観光政策などの組織と統合させる動きも出てきている。結果として、地域国際化協会としての組織自体の存在意義が問われる事態に陥ってきている。また、現場の経験の中で専門性を培いうる立場のプロパー職員（国際分野の専門性を持った団体固有の職員）の数も減少してきている。2000年に自治体国際化協会が実施した「地域国際化協会に関する調査」〔自治体国際化協会 2000〕では、59の地域国際化協会の職員総数は1,482人、その内プロパー常勤職員は419人であったが、その12年後の2012年には、2団体増えた61団体の職員総数は1,372人で、その内訳は、常勤職員974、非常勤職員305、その他2000年の調査では入っていなかったJICA国際協力推進員45、国際交流員48となっている〔自治体国際化協会 2012〕。このうち自治体からの派遣職員もしくは兼任職員を除いた常勤職員と思われる人数は330人となっている。しかも、この中には、自治体職員の再雇用も含まれていることが想定されるため、専門職となり得るプロパー常勤職員数は大幅に削減されていると考えられる。

プロパー職員は自治体職員のように異なる分野への異動はなく、国際化政策分野での人的ネットワークの構築や経験・ノウハウの蓄積が可能な環境にいる。実際に、事業実施において多くの市民の参加と協働を推進し成果を挙げている高い専門的力を発揮する職員が存在するのも事実である。公・民協働による国際化政策の推進において、その担い手となる職員の専門性は重要な鍵を握っていると考えられるが、自治体の国際化政策実施において求められる職員の専門性に関しては、これまでほとんど注意が払われてこなかった。

こうした状況は、公・民協働、市民参加による政策実施という観点から、自治体国際化政策の基盤を損なうことになりかねず、改めて地域国際化協会職員の役割や専門性のあり方を問い直す必要があると思われる。

2 多文化共生政策の現状と課題

自治体国際化政策もしくは多文化共生政策は、国によって体系化され、自治体に計画の策定や地域国際化協会の設置などが要請され、その結果、全国の広域自治体に、政策を推進するための体制が整えられていった。しかし、冒頭の事例からもわかるように、実際に多文化化による問題に直面するのは基礎自治体もしくは現場であり、その対応においては、整えられて来た国際化政策に直につながる体制にはなっておらず、縦割行政によって分断された状態で現場だけに奮闘が強いられている。

一方で、現場が多文化化の問題に苦慮する背景には国の外国人受け入れ政策が少なからず影響している。ここでは、国の外国人受け入れ政策を踏まえたうえで、自治体の多文化共生政策の現状と課題を述べる。

(1) 国の外国人受け入れ政策との関係

日本国内に外国人が滞在できるのは、国の入国管理政策による。入国管理政策は、1949（昭和24）年にポツダム命令として公布・施行された「出入国の管理に関する政令」から始まる。その後、1951（昭和26）年に制定された「出入国管理令」において初めて出入国管理制度として在留資格制度や不法在留に関する罰則等が定められ、1982（昭和57）年に日本国の難民条約・難民議定書への加入に伴って現在の「出入国管理及び難民認定法」（入管法）の題名に改められた〔法務省入国管理局1987:2〕。

また、日本に中・長期に滞在する外国人については、1952（昭和27）年に施行された「外国人登録法」によって外国人登録証明書が発行されることになり、その事務は当該外国人が住所を有する市町村に移管された。自治体では、この事務を通して住民としての外国人を認識することになるが、行政サービスを提供するための基本制度である住民基本台帳との関連はなく、自治体では住民サービスを提供しなければならない対象としての認識はほとんどされてこなかった。

その後、1990年の入管法の改正において、新たに「定住者」の在留資格が創設され、日系3世まで就労可能な地位が与えられた。これはバブル景気を背景に外国人労働者の受け入れを望む経済界の意向をくんだものといわれているが、この改正によって、中南米諸国からの日系人の入国者数が急増し、製造業を中心とする地域では、労働者本人だけでなく家族の呼び寄せによる子どもの教育の問題など、言語・文化の異なる住民が集住することによって起こる様々な問題への対応を迫られるようになった。2001年に始まった「外国人集住都市会議」では、

毎年自治体から国に対して要望や提言が出されている。

一方で、経済界からは日本経済団体連合会がまとめた「外国人受入れ問題に関する提言」(2004年)や「外国人材受入れ問題に関する第二次提言」(2007年)において、外国人労働者受入れの必要性が提起されている。

国は、こうした動きに対し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太の方針)」において、2005年に外国人労働者の受入れに関して「生活・就労環境の整備の推進」、2006年に「生活者としての外国人総合対策策定・多文化共生社会構築」、2008年に「高度人材の受け入れ拡大」について閣議決定を行っている。また、それを受けて日系南米人問題への対応組織として、2009年に内閣府に「定住外国人施策推進室」が設置され、翌年には「日系定住外国人施策に関する基本方針」が策定された。

このように日系南米外国人労働者の問題については、社会問題化することによって閣議で方針が示され、対症療法的ではあるが国によって施策³が実施されている。しかし、国の外国人受け入れ政策としての法律は未だ入管法以外にはなく、外国人の定住化を想定した受け入れ政策にはなっていない。入管法には、「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備すること」(入管法第1条)とあるように、その目的はあくまでも外国人の出入国管理なのである。

一方で、1952年に施行され60年にわたって実施されてきた外国人登録制度が、2012年に廃止され、「在留カード」もしくは「特別永住者証明書」を交付する新たな在留管理制度が導入された。それに伴って住民基本台帳法が改正されることになり、ここにおいて外国人は初めて法律で「外国人住民」として位置付けられることになった。この法改正については、超過滞在者の閉め出し、管理強化の政策として課題も残されているが、自治体において外国人が住民として等しく行政サービスを提供される対象となった点については意義がある[杉澤2012]。

ここで問題にしたいのは、国による外国人受け入れ政策の実施によって、外国人は自治体の住民として位置付けられ、その結果、外国人を巡る問題への対応は自治体が行わなくてはならなくなったということである。

国境を超えての移住者を巡る問題は、国外の法律が絡んでくるなど自治体にとっては未知の領域である。顕在化する多様な問題に苦慮する自治体は、集合体として「外国人集住都市会議」や「多文化共生推進協議会」⁴を組織し、国や経済界との意見交換を通して、問題の解決を図ってきた。このように、現場に生起する問題の解決は、国・自治体・民間の多様なレベルのアクターが集い、双方向

の対話を重ねる中でそれぞれのレベルにおいてできることを行うという連携・協働の観点が重要になってきたのである。

(2) 外国人住民を巡る問題

それでは、実際に自治体に住民として暮らす外国人はどのような問題を抱えているのだろうか。在留外国人数は2008年をピークに減少してきているとはいえ、2012年末現在で、192か国・地域 2,038,159人に上る（法務省調べ）。その内、在留外国人数が最も多いのは393,974人で東京都である。その東京の5つの区が2007～2009年の間に外国人住民に対して行った実態調査からは、外国人住民が抱える問題性の一端が垣間見える。

各区の質問票に、「不便・不満を感じていることや困っていることは何か」（文言は多少異なる）という質問項目があったので、その項目だけ抜き出して回答をまとめたところ、共通して上位に出てきたものは、「ことば」の問題と、日本社会からの「差別・偏見」の問題であった（表2）。通常アンケートに回答する人は、読み書きができる、比較的日本社会の状況を理解している人ではないかと思われるが、そうした人でさえ「ことば」や「偏見・差別」に不便や不満を感じているのである。アンケートの回収率が18～39%で、アンケートに使用された言語が4～8言語という状況を見るならば、回答しなかったもしくは回答できなかった外国人住民の不便や不満はいかばかりであろうかと考えさせられる。

こうした量的調査では、「ことば」、「偏見・差別」というように、外国人を巡る問題を大雑把に把握することはできる。しかし、外国人住民として捉えるべき人々の中には、帰化した人もいれば、中国帰国者のように国籍は日本でも言語・文化が異なる人もいて、問題の所在は1人ひとり異なっている。例えば一口に「こ

表2 外国人住民の不便・不満、困りごと⁵

	新宿区	港区	板橋区	足立区	練馬区
1	物価が高い	日本語	仕事さがし	ことば	物価が高い
2	ことば	生活費	日本人からの偏見・差別	友人が少ない	ことば
3	住居	公的問題の問合せ先がわからない	物価が高い	仕事	選挙権がない
4	友人が少ない	病院・医療	日本語	物価が高い	友人が少ない
5	日本人からの偏見・差別	日本・他国籍の人のコミュニケーション（「偏見・差別」選択項目無）	老後の生活	日本人からの偏見・差別	仕事6位/日本人からの偏見・差別

とば」が問題と言っても、日常生活では問題はないが病気など何かあった時に困るという人、子どもの日本語が上達して親子間のコミュニケーションができなくなって悩んでいる人など、1人ひとりの状況を見ていくとその背景にある事情はまちまちで、実は、解決すべき問題は「ことば」の問題だけではないことに気づかされる。

それでは、そうした個々人の背景にある問題状況はどのように把握できるだろうか。筆者は、1997年から外国人のための専門家相談の活動に関わっているが、1人ひとりの外国人の抱える問題からは日本社会の問題が逆照射されて浮かび上がってくることを実感している。

2002年～2008年の7年間の「都内リレー専門家相談会」⁶における相談内容を見てみると、在留資格に関するもののほか、国籍、離婚（DV、親権）、子どもの教育・進学、起業、賃金不払い、解雇、労災、交通事故、こころの相談、医療過誤、生活保護、保険、年金、税金、住居、隣人トラブル、遺言、相続、埋葬、介護など多岐にわたる。しかも、例えば1人の相談者に対して弁護士と精神科医が同時に相談にあたらなければ問題解決の糸口がつかめないといったように、相談の内容は深刻かつ複雑化してきている [杉澤 2009a]。

これらの相談には、日本の制度に起因する問題や明らかに日本語や日本の文化・習慣を無意識のうちに強いる日本社会の無言の圧力が問題を引き起こしていると思われるケースも多く、むしろ問題は日本社会そのものの中にあるのではないかと考えさせられる。

外国人相談に寄せられた問題の内容を分析していくことによって、先に例であげた「ことば」の問題にしても、単に外国人に日本語を学んでもらえればよいという施策だけでは済まされないことや、外国人の定住化が進めば介護や相続などライフステージによって相談が変化してくることに気づくだろう。政策実施者には問題を多角的に把握し将来を展望した上で政策課題を設定・実施することが求められるのである。

（3）施策の実施状況

自治体では、こうした外国人住民の問題に対応するためにどのような政策が策定・実施されているのだろうか。総務省の「地域における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況」調査によると、2013（平成25）年4月1日時点において指針・計画を策定していると回答したのは、全国1,789ある自治体のうち641（36%）の自治体であった（表3）。2006年に総務省が「多文化共生推進プラ

ン」の策定を各自治体に要請した直後の2008（平成20）年における同調査においては、策定している自治体が165（9.2%）、策定していない自治体が1,634（90.8%）であったことから見れば、全体として指針・計画の策定は進んできてはいる。しかし、それでもまだ全国の3分の1程度の自治体に止まっている。

表3 平成25年度 地域における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況（総務省作成）

	都道府県	指定都市	市	区	町	村	全体
策定している	42 (89%)	20 (100%)	419 (54%)	18 (78%)	123 (16%)	19 (10%)	641 (36%)
策定していない	5 (11%)	0 (0%)	350 (46%)	5 (22%)	623 (84%)	165 (90%)	1148 (64%)

それでは、自治体では、どのような施策がどのような体制で実施されているのだろうか。

三菱UFJリサーチ&コンサルティングが2012年に実施した「基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査」⁷では、外国人人口が50人以上の基礎自治体1,246のうち42.9%の535団体から有効回答を得ており、施策の傾向は以下のように整理することができる（報告書より一部抜粋・列挙）。

- ① 10万人以上の人口を有する自治体の5割強が「外国人施策に関する専門部署・担当を設置」している。
- ② 「各種文書・表示・案内の多言語化」（44.7%）、「日本語の習得支援」（43.7%）が最も多く実施されている施策である。
- ③ 「外国人・日本人の交流イベントの開催」（42.6%）、「多文化・多言語理解・学習に関する講座の設置」（40.6%）、「多文化共生に取り組む市民団体・NPOに対する支援」（37.4%）が②の外国人支援施策に続いて多い。
- ④ 総務省の「地域における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況」調査および上記①、②、③からもわかるように全国的にみると多文化共生施策はそれほど進んでいるとはいえない。施策が進まない要因については以下のような事項が回答として挙げられている（自由記述から抜粋・転記）。
 - ・計画等が策定されていない
 - ・予算の欠如
 - ・少数の外国人に対応するための資源配分の非効率性

- ・外国人住民の生活の多様化により、福祉分野をはじめ、様々な問題、課題が生じている
- ・広域的な対応が求められる問題に対する都道府県からの支援・協力体制の欠如
- ・取り組むべき内容は多岐にわたり、言語、文化等専門性を求められるなか、対応できる職員の育成が難しい
- ・外国人施策に特化して進めていくことは、内容も広範囲にわたる上、専門性の高い知識も必要
- ・職員の知識・経験の乏しさ
- ・情報を多言語化するうえでの人材の欠如

この調査からは、自治体の規模および外国人人口数が施策実施の1つの目安となること、また、施策の中心は、外国人住民に対する行政情報の多言語化や日本語学習支援が多く、次いで日本人住民に対する施策が多いことがわかる。

施策が進まない要因については、調査の自由記述で指摘されたこと以外にも、社会情勢として、それまで右肩あがりが増加していた在留外国人数が、2008年のリーマンショックや2011年の東日本大震災など予期せぬ出来事によってわずかながらではあるが減少に転じていることや、自治体の財政が逼迫する中で住民からの理解が得られないということもその理由として挙げられるだろう。しかし、施策実施の根拠となる方針や計画、予算については、それらがあったとしても担当職員が異動で変わったとたんに政策が進まなくなってしまう例は枚挙にいとまがない。さらに、多くの自治体が、多文化化による問題について、広域性、複雑・多様性、多言語・多文化性への対応の難しさ、およびそのことに対応できる専門的人材の欠如を挙げていたが、方針や計画策定に関わるのは行政担当者であり、政策の実施も含めて、自治体の担当者こそ多文化共生施策を推進・実施するための力量もしくは専門性の形成が求められるのではないかと思う。

(4) 政策の実施に求められる視点

これまで述べてきたことをまとめると、基礎自治体において政策を効果的に実施するためには、外国人を1人の人間として受け止めつつも、外国人施策に特化した政策ではなく日本人住民への意識啓発も含めた総合政策として取り組む必要があること、そして政策実施においては、多文化化の問題に適切に対応できる知見を有し、さらに複雑・多岐にわたる問題を解決するために組織内の連携・協働

や国・広域自治体・多様な市民・組織との連携・協働が推進できる人材を育成・確保することが重要と言える。

国や広域自治体との連携・協働については、1999年の地方分権一括法の制定により、その重要性が指摘されるようになった。それまでは自治体の仕事の多くは国の機関委任事務であったのが、それが廃止され、国と自治体は上下の関係から対等・協力の関係に変化した。また、自治体は、包括的な政策決定権限を付与されたことによって、法令で定められた事務だけでなく、国に属さない事務を処理する権能を有することになったのである。地方分権化がすすめられた理由は、「住民に近いところで政策が決定された方が、遠い中央で決定されるよりも、住民の選好が政策に反映されやすく、政府を監視する住民の目が届きやすいと考えられているからである。また、地方自治体は数が多いので、それだけでも多様なアイデアが発想されやすく、そこから政策革新が生まれやすい」[秋吉ほか 2010:249] からとされている。

自治体における多文化共生政策は、まさしく多様化する住民の実情に即したものとしてどう実施するのかが問われるのであり、基礎自治体こそがその主体とならなければならないが、先の基礎自治体におけるアンケート調査からもわかるように、問題が複雑・多岐にわたり、かつ多言語・多文化に係る問題に対応するためには、多文化化の問題に詳しい専門家や多言語に対応できる人材が必要となり、基礎自治体単独では、問題の解決は難しい状況にある。そこで求められるのが国や広域行政との連携・協働、そして市民の参加や民間との連携・協働である。

それでは、国・広域自治体・基礎自治体の連携・協働は具体的にはどのように推進できるだろうか。地方分権一括法の施行以降においても、国は通達を出したり、補助金を交付するなどにより市町村を政策に沿って誘導することができ、府県はそうした国の意図を市町村に媒介する役割を果たしている。しかし、地方分権の意義からいえば、国・府県・市町村は、「相互に独自に自由を持ちながら、情報と意見を交換し合って事業を推進」[村松 1988:148] することが求められている。

秋吉ほか [2010] は、国や県が主催する会議や研修会について、国や県が市町村に国の基準や政策情報を伝え遵守させ、市町村の情報を把握するための場、また、市町村側からいけば要望を伝え、陳情を行うルートとして機能しており、その中で国、都道府県、市町村の3レベルの政府が相互に働きかけを行う関係が形成されていると説明する。こうした会議や研修会は、これまで縦割り・トップダウン型のヒエラルキーの秩序で実施されてきたと思われるが、今後、その場を双

方向に対等に意見を述べ合い、顔の見えるネットワーク構築の場として機能させることができるなら、3レベルの政府の連携・協働による政策実施も可能になるのではないかと考えられる。問題は、誰がそうした役割を果たせるのかであるが、例えば、宮崎県では、宮崎県国際交流協会がその役割を担い、国は入っていないが宮崎県、宮崎市、宮崎市国際交流協会の4者による意見交換会を設けることによって、「災害時における情報提供体制づくり」が進められている〔高柳 2013〕。

多文化共生政策は、行政の歴史において全く新しい分野であり、現場である基礎自治体においてさえその経験やノウハウの蓄積はない。さらにホスト住民側の「偏見・差別」の問題も視野に入れなければならないとすると、日本のホスト住民への働きかけも同時に行われる必要がある。そうした意味で、多文化化の問題に関する知見を有し、中核的民間組織として行政組織とも民間団体（市民）ともネットワークを築いている地域国際化協会は、連携・協働の推進役を果たせる立場にあると言える。

3 政策の実施者に求められる役割

秋山ほか〔2010〕によると、公共政策とは「公共的問題を解決するための、解決の方向性と具体的手段」、問題とは、「現状と理想的状況（目標）とのギャップ」、したがって政策問題とは、「望ましいと思われる社会の状況と現在の社会の状況とのギャップのこと」と定義され、そのギャップを埋めるのが公共政策とされる。

また、公共政策は、目的—手段の連鎖をもって、政策—施策—事業というピラミッド状の階層をなしている（政策の段階で基本的方針が策定、施策の段階で具体的方針が策定、事業の段階で施策に掲げられた具体的方針を実現するための具体的手段が策定される）。政策の実施とは、そのプロセス全てを指す。そして、そのプロセスにおいては、政策や施策、事業レベルの達成目標との間に正しく目的—手段の関係が成立しているのかが問われることになり、そこに政策実施者としての役割もしくは専門性が存在することになる。

ここでは、多文化共生政策を実施する上で重要とされた手段としての「連携・協働・ネットワーク」は、公共政策実施においてどのような意義があるのかを踏まえた上で、「連携・協働・ネットワーク」を推進すべき政策の実施者の役割について考察する。

（1）ネットワーク型ガバナンスの推進

国際化政策もしくは多文化共生政策の実施においては、一貫して公・民の連携・

協働の重要性が強調されてきたことはこれまで述べてきたとおりである。

このことは、地方分権の流れの中で国際化政策のみならず公共政策全般において指摘されてきたことでもある。それは、不確実性に満ちた現代社会においては、上意下達の指揮命令系統の上方でサービスの量や種類、配分方法が決定され末端は手足として実施するという、つまり、公共サービスの公平な分配や強制力をもった規制の執行を主とするヒエラルキー的秩序では、政策課題を効果的に解決し、公共サービスを効率的に提供することが難しくなっているとの認識による。上位下達のヒエラルキー組織では、多様化する住民ニーズに対して、柔軟な対応がしにくく、画一的になりがちで、利用者の意向が反映されにくく、また政府の資源の多寡によって供給量が制約されてしまうことになるからである。そこで、それに代わる有効な方法として提起されたのが、多様な人々との協働・ネットワークによる解決方法である [金子 2002] ⁸。

こうした多様なアクターのネットワーク化や政策決定・政策実施に多様なアクターが関与する形態は、政治学においては「ガバナンス」との概念で説明される [岩崎 2005]。ガバナンス概念には、「それまでの統治する者とされる者という二分法による関係性ではなく、政策決定の各段階（企画・立案、決定、実行、評価）に、多様な市民活動団体が関わるようになり、統治行為そのものの担い手が多様化している様子がイメージされている」 [三竹 2005:104] という。つまり、これまでの「ガバメント」が強制力をもった規制の執行を行うヒエラルキー的秩序であったのに対して、ガバナンスは多様な主体が資源を交換し合いながらも他者に過度に依存しないような「ネットワーク」が形成されている状態をいい、政策実施者には、「ガバメント」から「ガバナンス」へ視点の転換が求められるのである。すなわち、こうしたネットワーク型のガバナンスにおける政府の役割は、統治するという役割から「多様な主体間の協力や『連携・協働』（パートナーシップ）を円滑にするための調整や条件整備」 [秋吉ほか 2010:259] を行う役割へと変化することになる。

それでは、ガバナンスによる問題解決において、なぜ方法論としての「連携・協働・ネットワーク」が重要なのか、その意義について確認しておきたい。

ガバメントによる問題解決においては、その資源は行政組織内の資源（権限、人、財源など）に限定されてしまうが、ガバナンスによる問題解決においては、行政組織内の資源とともに、政策実施過程にかかわる多様なアクターの協働・相互作用によって生み出されてくるものが資源となる。すなわち、信頼、協力、規範、ネットワークなどである。こうしたネットワークにおける人間関係から生み出される

社会的信頼は、アメリカの政治学者ロバート・パットナムらによって「ソーシャル・キャピタル」(社会的資本／人間関係資本)と定義されている[宮川 2004]。ネットワークは、多種・多彩な活動主体の対等な協働関係の構築から生み出されるものであり、そしてそのネットワークの中からソーシャル・キャピタルが形成され、さらに、「そのソーシャル・キャピタルが結果として地域をより活性化するとともに、行政活動、地域の公的活動の効率的・効果的な成果を生み出す」[木原 2003:25] というのである。「連携・協働・ネットワーク」を推進する意義は、まさしく、ソーシャル・キャピタルの創造にあると言える。

こうした考え方を背景に、「連携・協働・ネットワーク」は、実際に「市民協働」の旗印のもと多くの自治体でその必要性が認識され、実践が行われつつある。しかし、旗を掲げれば「連携・協働・ネットワーク」が推進されるものでもない。政策の実施者に連携・協働を推進できる力量がなければネットワーク型のガバナンスの実現は期待できないし、ましてや、多文化化による問題解決においては、公共政策の目的・手段の連鎖において、前提となる政策課題の設定はさらに難しい。また、政策の中身や優先順位は政策実施の現場を担う職員の判断や裁量によって変化するものであり、実質的に現場の職員が公共政策の内実を決めているとも言われている [リブスキー 1986]。政策の成否はまさしく政策実施者の力量によるのである。

先に挙げた国際化政策の基盤整備の要素としても、また基礎自治体の調査においても、こうした政策担当者の専門性や力量が問題として指摘されていた。多文化化による問題解決に携わる政策実施者には、問題を適切に捉え、「連携・協働・ネットワーク」を推進することによって、ネットワーク型のガバナンスを推進する役割を果たせる力量・専門性が求められる。

(2) 連携・協働・ネットワークを誰が推進できるのか

それでは、国際化政策もしくは多文化共生政策の実施者として、専門的人材をどのように育成・確保できるのだろうか。「自治体の国際政策は、自治体政府としての公共政策」[松下 1988:272] であるならば、まずはその担当者である自治体職員と国際交流協会職員の立場においてその可能性を検討する必要がある。

ガバナンスの観点から捉えるなら、多文化共生政策担当者の役割は、多文化共生社会の実現を目的に政策目標を策定し、眼前の問題に対して多様な人々の参加を促し、連携・協働を推進することによって事業を企画・立案し、そして問題を解決することにある。こうした役割は、「あらゆる組織において、多様な人々と

の対話、共感、実践を引き出すため、『参加』→『協働』→『創造』のプロセスをデザインしながら、言語・文化の違いを超えてすべての人が共に生きることのできる社会の実現に向けてプログラムを構築・展開・推進する専門職」[杉澤2009:20]と定義された「多文化社会コーディネーター」の役割そのものといえる。

行政職員はジェネラリスト指向であり、かつ異動があるから専門性は培えないという議論もあるが、現代社会においては多文化共生政策に限ることなく、あらゆる政策分野においてガバナンスが求められるのであり、組織や分野の枠組みを超えて多様な人々との「参加→協働→創造のプロセスの循環を推進する」[杉澤2009:21] コーディネーターとしての役割・機能を果たせるようその専門性は身に付けておくべきではないだろうか。実際に、市民との協働を推進するために、逗子市では職員にコーディネーターの役割が果たせるよう研修が実施され、市民との接点のある課に1人ずつ「市民協働推進員」として任命・配置されている[平井2013]。今後の自治体職員には、むしろコーディネーターとしての役割・専門性が求められているのである。

むろん、長きにわたってヒエラルキー的秩序において政策実施にかかわってきた職員が、簡単に発想の転換ができコーディネーターとして機能するとは思えない。現場によって異なる問題状況に対してその具体的解決の方策を協働型で企画立案・実施していくためには、①現場の実感（リアリティ）を大切にしながら、②多様な人々と問題や課題を共有できる「場」を設定し議論の「プロセス」を促進し、③共同で実践の振り返り（フィードバック）ができることがネットワーキングの要素として重要である[杉澤2003]。こうしたプロセスを推進できるようになるためには、柔軟な思考ができる若手中堅職員に研修を行い、実践の中で経験的にその知識・技能を身につけていけるようにすることである。

また、多文化共生政策の実施に関していえば、多文化化による問題を分析・把握するための専門知識や協働型で問題を解決するための幅広いネットワークを有する専門人材（多文化社会コーディネーター）が必要となるが、この点に関しては、先にも述べたとおり、組織自体の役割が公・民協働を推進するとされる地域国際化協会のプロパー職員がその役割を果たせる立場にいる。

本冊に掲載されている仙台市[菊池2013]、浜松市[松岡2013]、宮崎県[高柳2013]の事例においては、国際交流協会の職員が多文化共生政策を連携・協働・ネットワーク型で実施しており、内実のある施策展開がなされている。また、栃木県[亀井2013]での事例では、県の職員が国際交流協会職員に働きかけ、意見交換する中で事業を企画・立案しており、まさしく多文化社会コーディネーター

の役割を果たしている。このように、自治体と国際交流協会のどちらか一方だけでも多文化社会コーディネーターとして機能する職員がいるならば、協働型での政策実施は可能と言える。しかしながら、一般的には国際交流協会職員と協働しようとする自治体職員はごくまれであり、また、実態として自治体の単なる下請けとしてしか機能していない国際交流協会も少なくない。自治体・国際交流協会の双方にコーディネーターが存在するならば、それぞれの組織が持つ資源を出し合って組織間の協働を推進することが容易となり、結果として政策を効果的・効率的に実施することができるのではないかと思われる。

ちなみに、国際交流協会については、広域自治体に設置された地域国際化協会のほか、1990年を前後して基礎自治体にも次々と設置されるようになり、現在全国に300～400程度存在していると想定される⁹。その国際交流協会に対しては、「自治体が特定層を中心に安易に外郭組織としてつくった『国際交流協会』は、市民や団体の国際活動の選別となるため、その呼び水としての過渡性をあきらかにして早急に廃止し、本来の多様でゆたかな市民国際活動として自立させるべきである」[松下1988:282]との痛烈な批判がある。この批判の意味するところは、1987年の自治省通達「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針」において、「地域レベルの国際交流の本来望まれる担い手は、民間部門である。しかし、この地域レベルの国際交流が急務とされ、その活発な展開が求められている現在、地域における総合経営主体である地方公共団体が当面先導的役割を果たしていく必要がある」とされたことに対して、自治体は政策主体であるにもかかわらずその実施を民間だけに委ねようとしていること、さらに民間の活動を自治体が「先導」という上から目線のオカミ意識を指摘していることにある。実際に、先んじて国際交流や外国人支援に取り組んできた市民グループを選別的に取り込んで国際交流協会を設立した自治体が存在するのも事実であり、また行政が国際交流協会に事業を丸投げ委託することによって、運営に関わる市民グループの既得権益化が課題となっている団体も散見される。さらに、自治体職員の天下り先もしくは再雇用先として存在するだけで、本来の役割を果たし得ていない国際交流協会も少なからずあるのではないだろうか。長きにわたりヒエラルキー的秩序に染まりきってきた自治体職員に、ネットワーク型のガバナンスの実践を期待しても難しいだろう。こうした根強いヒエラルキー的秩序を改善しネットワーク型のガバナンスによる政策実施を実現するためには、コーディネーターの存在が必要不可欠であり、そうした意味においても国際交流協会には専門的人材としてコーディネーターを配置すべきである。コーディネーターとしての役割

が期待されている国際交流協会がその役割を果たせないのであれば、松下が言うように組織としての存在意義はないだろう。

結論として言えることは、多文化共生政策を公共政策として実施する自治体および国際交流協会においては、政策の担当職員こそが、多文化化による問題解決に向けて、市民の参加や連携・協働・ネットワークを推進する多文化社会コーディネーターとしての役割を果たさなければならないということであり、組織はそうした専門的力量を有する職員を確保・配置すべきであるということである。

おわりに

多文化社会コーディネーターの専門性については、本センターにおいて2007年から現場の実践者とともに協働実践研究を進めており、その成果は本シリーズにおいて6冊にまとめているのでそちらをご覧ください¹⁰、国際化政策もしくは多文化共生政策を有効かつ効率的に実施するためには、多文化社会コーディネーターとしての専門性を有する人材の育成が望まれる。

日本社会の多文化化による問題は、公共政策として取り組まれなければならないことは確かだし、今後も待たなしで日本の多文化化は進んでいこう。国や自治体は、多文化共生政策を担当する職員に対してネットワーク型のガバナンスを推進することによる問題解決ができるようコーディネーターとしての研修を行う必要がある。また、専門性を有する人材を新たに雇用しその力量を発揮できるよう専門職としてのポストを準備することも重要かも知れない。さらに、国際交流協会の職員は、これまでの経験から得た知見を存分に活用し問題解決に向けての事業の企画立案・実施において、その専門性を発揮すべきである。

一方で、多文化社会コーディネーターとしての専門性が社会的に認知されるためには、仕組みとして、資格制度もしくは認定制度を確立する必要があるのではないかと考えている。そうした環境整備がなされてこそ十分な力量を備えた人材は育成・確保されるだろうし、自治体や国際交流協会等のしかるべき組織において存分に役割を果たすことができるようになるだろう。

力量のある人材が活躍できてこそ、多文化共生政策は内実のあるものとなり、よりよい社会の実現が可能になっていくものと思っている。

[注]

- ¹ 総務省（旧自治省）が地域の中核的民間国際交流組織として認定した団体の総称。認定に係る要件として次の6つが挙げられている。a連絡調整会議、b国際理解講座、c情報提供事業、d外国人と地域住民との交流事業、e施設の管理・運営、f在住外国人等への相談窓口の設置 [内貴1995]
- ² 自治体の国際協力事業については、マイケル・シューマン、2001、『自治体国際協力の時代』児玉克哉訳、大学教育出版を参照のこと。
- ³ 総務省は、在住外国人支援に要する経費について、普通交付税を措置（H5年度から地財計画に計上）したり、在住外国人の急増対策として特別交付税を措置したりしている。文科省はで不就学・自宅待機となっている義務教育段階の外国につながる子どもを対象とした緊急支援策として「架け橋教室」事業を委託している。厚労省では「日系人就業準備研修事業」など就業支援事業を実施している。
- ⁴ 日系ブラジル人等の外国人住民が多数居住する広域自治体によって平成16年に設置された組織。愛知県ホームページ参照 <http://www.pref.aichi.jp/kokusai/kyogikai/kyogikai.html>
- ⁵ 新宿区多文化共生実態調査（H19年10月）、港区外国人意識調査（H20年9月）、板橋区多文化共生実態調査（H21年5月）、足立区多文化共生実態調査（H21年6月）、練馬区外国籍住民意識意向調査（H21年10月）から筆者が作表した。
- ⁶ 都内の自治体・国際交流協会・外国人支援市民グループなど40団体で構成される「東京外国人支援ネットワーク」が実施している相談会で、年間18～19回程度、都内を巡回し開催されている。本センターもそのネットワーク組織の一員として活動している。
- ⁷ 三菱UFJリサーチ&コンサルティングホームページ参照 http://www.murc.jp/publicity/press_release/press_130521.pdf
- ⁸ 金子は権限や強制力を資源とするヒエラルキー組織による問題解決をヒエラルキー・ソリューション、ソーシャル・キャピタルを資源とするネットワーク組織による問題解決をコミュニティ・ソリューションとしている。
- ⁹ 基礎自治体が設置した国際交流協会数については、1998年に筆者が日本語教育学会で実施した文化庁委嘱研究においてそれと思われる836の団体にアンケート調査をしたところ、回答のあった461団体のうち、明らかに自治体が設置したと思われるのは339団体であった（杉澤経子・野山広、1998、「国際交流協会等における日本語事業担当者に関する一考察」『日本語教育における教授者の行動ネットワークに関する調査研究』、日本語教育学会）。したがって回答のなかった団体も含めるとその数は400～500はあったと考えられるが、その後自治体の合併により自治体数が1500弱減少しており、また本センターで把握している数は現時点で300程度であるため、現時点では恐らく300～400程度であろうと考えられる。
- ¹⁰ これまでの多文化社会コーディネーター研究の成果は次の6冊を参照。シリーズ6『コーディネーターって、なんだ!?!』（2008）、シリーズ11『これがコーディネーターだ!』（2009）、シリーズ14『多文化社会コーディネーターの専門性をどう形成するか』（2011）、シリーズ15『地域日本語教育をめぐる多文化社会コーディネーターの役割と専門性』（2012）、シリーズ別冊1『多文化社会に求められる人材とは?—多文化社会コーディネーター養成プログラム』（2009）、シリーズ別冊3『多文化社会コーディネーター—専門性と社会的役割』（2010）。

【文献】

- 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉, 2010, 『公共政策学の基礎』有斐閣
- 岩崎正洋, 2005, 「序章ガバナンスの課題」『ガバナンスの課題』岩崎正洋編, 東海大学出版会
- 金子郁容, 2002, 『コミュニティ・ソリューション』岩波書店
- 亀井鈴子, 2013, 「地方自治体における多文化共生施策推進のための体制づくり」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究17 多文化共生政策の実施者に求められる役割』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
- 菊池哲佳, 2013, 「東日本大震災に見る多文化社会コーディネーターの役割」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究17 多文化共生政策の実施者に求められる役割』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
- 木原勝, 2003, 「NPOと行政の協働とは何か」『NPOと行政の協働の手引き』新川達郎監修, 社会福祉法人大阪ボランティア協会
- 後藤仁, 1997, 「民際外交の展開」『自治体の外国人政策』駒井洋・渡戸一郎編, 明石書店
- 近藤敦編著, 2011, 『多文化共生政策へのアプローチ』, 明石書房
- 自治体国際化協会, 2000, 「地域国際化協会のあり方に関する調査研究報告書」(平成12年)
- 自治体国際化協会, 2012, 「平成24年度 地域国際化協会ダイレクトリー」
<http://rlic.clair.or.jp/directory/pdf/h24.pdf> (2013.08.10アクセス、以下同じ)
- 自治体国際化協会, 2013, 「姉妹(友好)提携情報」<http://www.clair.or.jp/cgi-bin/simai/j/00.cgi>
- 菅井憲郎, 1988, 「自治体の国際活動」『自治体の国際政策』, 学陽書房
- 杉澤経子, 2003, 「在住外国人向けの事業にみる地域ネットワークプログラミングコーディネーターの立場から」『異文化間教育18』異文化間教育学会
- 杉澤経子, 2009a, 「外国人相談 実践的考察—多言語・専門家対応の仕組みづくり～連携・協働・ネットワークの視点から」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究別冊2 外国人相談事業』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
- 杉澤経子, 2009b, 「多文化社会コーディネーター養成プログラムづくりにおけるコーディネーターの省察的実践」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究別冊1 多文化社会に求められる人材とは?』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター。
- 杉澤経子, 2012, 「新しい在留管理制度と外国人住民施策—多文化共生の観点から」『法律の広場』Vol.65/No.7, ぎょうせい
- 高柳香代, 2013, 「県域での災害時における情報提供体制づくり」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究17 多文化共生政策の実施者に求められる役割』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
- 内貴 滋, 1995, 「地方公共団体の国際化施策」『JIAM BOOK 1』全国所町村国際文化研修所
- マイケル・リブスキー, 田尾雅夫訳, 1986, 『行政サービスのディレンマ ストリート・レベルの官僚制』木鐸社
- 法務省入国管理局, 1987, 『出入国管理—変貌する国際環境の中で—』大蔵省印刷局
- 松岡真理恵, 2013, 「自治会支援と防災対策からの共生の仕組みづくり」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究17 多文化共生政策の実施者に求められる役割』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター

松下圭一, 1985, 『市民文化は可能か』 現代都市政策叢書, 岩波書店

松下圭一, 1988, 『自治体の国際政策』, 学陽書房

三竹直哉, 2005, 「外国人政策とガバナンス」『ガバナンスの課題』 岩崎正洋編, 東海大学出版会

宮川公男, 2004, 「ソーシャル・キャピタル論」『ソーシャル・キャピタル』 宮川公男・大守隆編, 東洋
経済新報社

村松岐夫, 1988, 『地方自治』 現代政治学叢書15, 東京大学出版会